

○自動車保管場所証明事務等処理要領の制定について

〔 令和 6 年 3 月 1 1 日 〕
〔 例規甲（交規企）第 1 2 6 号 〕

自動車保管場所証明事務等処理要領

第 1 目的

この要領は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 4 5 号。以下「法」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和 3 7 年政令第 3 2 9 号。以下「政令」という。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）により警察署長が行う自動車保管場所証明（以下「保管場所証明」という。）、自動車保管場所届出及び変更届出（以下「届出」という。）、自動車保管場所標章等に関する事務処理について定め、その事務の迅速かつ適正な運用を図ることを目的とする。

第 2 用語の意義

1 自動車

自動車とは、道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号。以下「車両法」という。）第 2 条第 2 項に規定する自動車（二輪の小型自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車を除く。）をいう。

2 軽自動車

軽自動車とは、自動車のうち、道路運送車両法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 4 号）第 2 条に規定する軽自動車（二輪自動車を除く。）に該当するものをいう。

3 保有者

保有者とは、自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。

4 使用の本拠の位置

使用の本拠の位置とは、原則としてその自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地をいい、通常、保有者が自然人の場合はその住所又は居所及び法人の場合はその主たる事務所（本社、本店等）又は従たる事務所（支社、支店等）の所在地をいう。この場合において、保有者の住所とは、保有者がその自動車を使用して営む生活の事実上の根拠地となっている場所をいい、多くの場合は住民票に記載されている住所と一致する。

5 保管場所

保管場所とは、車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所をいう（法第 2 条第 3 号及び政令第 1 条）。

6 自動車保管場所標章

自動車保管場所標章（以下「保管場所標章」という。）とは、自動車の保管場所の継続的確保を図る目的で、自動車の保管場所が確保されていることを明確化させるため、自動車の後面ガラス等に貼り付ける標章をいう。

7 書面申請

書面により行う自動車保管場所証明申請（以下「証明申請」という。）をいう。

8 電子申請

自動車保有関係手続のワンストップサービスにより行う証明申請をいう。

9 証明通知

警察署長が、自動車の保管場所として申請された場所が当該自動車の保管場所として確保されていることを証明する旨の通知で、電子情報処理技術を使用して行うものをいう。

10 電子署名

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

11 保管場所管理システム

山梨県警察が管理運用する「自動車保管場所証明電子化システム」をいう。

12 やまなしくらしねっと

山梨県及び山梨県内の全市町村が提供する電子申請等のサービスをいう。

第3 証明事務の申請及び適用区分等

1 保管場所証明の申請区分

証明申請は、当該申請に係る自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に対して行うものである。

2 適用区分

警察署長の保管場所証明が必要となるのは、法適用地域内の場所（県下の全市及び全町（平成12年6月1日当時の村を除く。）をいう。）を使用の本拠の位置とする自家用自動車（軽自動車を除く。）について適用される。

なお、法適用地域内に使用の本拠の位置を有し、法適用地域外に保管場所を確保する場合は、法適用地域外の区域を管轄する警察署長がこの事務を取り扱うこととなる。

3 保管場所証明を必要とする登録種別

(1) 新規登録

登録を受けていない自動車（新車又は中古車）の登録をする場合（車両法第7条）

(2) 変更登録

自動車登録ファイルに登録されている自動車の使用の本拠の位置を変更した場

合（車両法第12条）

(3) 移転登録

新規登録を受けた自動車について、所有者の変更をする場合（車両法第13条）

第4 書面申請に係る証明事務

1 証明申請に必要な書類

保管場所証明を得るため、申請者が警察署長に提出すべき書面については、規則第1条に定められているが、申請に伴う必要書類は次のとおりである。

ア 申請書

規則第1条第5項の申請書（規則別記様式第1号） 2通

イ 添付書類

(ア) 権原を証する書面

規則第1条第2項第1号に定める自動車の保有者が保管場所として使用する権原を有することを疎明する次のいずれかの書面 1通

- (a) 保管場所が当該自動車の保有者の所有する土地又は建物である場合には、保管場所使用権原疎明書面（自認書）（第1号様式）
- (b) 保管場所が当該自動車の保有者の所有する土地又は建物でない場合には、保管場所使用承諾証明書（第2号様式）
- (c) 保管場所が有料駐車場等の中にある場合には、駐車場賃貸借契約書のコピー又は保管場所使用承諾証明書

(イ) 保管場所の所在図・配置図（第3号様式）

- a 規則第1条第2項第2号に定める当該保管場所の付近の道路及び目標となる地物を表示した所在図（第3号様式の左欄）

自動車の本拠の位置が旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請等に係る保管場所が旧自動車の保管場所とされている場合で、旧自動車に表示されている保管場所標章の標章番号が申請書の「※保管場所標章番号」欄に記載してあるとき、又は自動車の本拠の位置が申請に係る保管場所の位置と同一であるときは、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、当該申請に係る場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、提出を求めることができる。

- b 規則第1条第2項第3号に定める当該保管場所及びその広さ並びに当該保管場所に接する道路及びその幅員を明示した配置図（第3号様式の右欄）

(ウ) 複数自動車の申請の場合の書面

申請書の表示上同一の保管場所の位置に在ることとなる保管場所について

複数の自動車を保管することを内容とする申請が同時になされるものについては、(ア) 及び (イ) の書面はそれぞれ 1 通を添付すれば足りるものとする。

2 申請書の審査手数料の徴収等

(1) 申請書の審査等

ア 申請書の提出があった場合には、1 による必要書類が具備され、かつ、書面上の形式的要件が備わっているかどうかについて審査すること。

イ 提出させる申請書類は、当該申請に係る自動車 1 台ごとに 1 件とすること（同一保管場所について 2 台以上の自動車を保管することを内容とする申請は、申請書を当該自動車について個別に提出させるものとする。）。

ウ 申請時に当該申請に係る自動車の車台番号が確定せず、申請書の「車台番号」欄を空欄のまま行った申請は、審査を継続すること。この場合、申請書中の自動車保管場所証明書（規則別記様式第 1 号。以下「保管場所証明書」という。）は、車台番号が記入された後に交付するものとする。

(2) 申請書の補正等

ア 申請書の記載事項を補正する場合は、申請者等に二重線等で補正させるものとする。この場合、当該申請書の正本の補正箇所に警察署長の補正確認印（警察署長の職印）を押印するものとする。ただし、補正することによって訂正後の記載内容が不明確になる場合には、新たな用紙に記載し再提出させること。

イ 保管場所証明書交付後の訂正は、認めないものとする。

(3) 自動車保管場所証明取扱簿の記入

申請を受理したときは、受付番号を記入した上、自動車保管場所証明取扱簿（書面申請用）（第 4 号様式。以下「取扱簿（書面申請用）」という。）に所要の事項を記入するものとする。

(4) 保管場所証明書の再発行

盗難、遺失、汚損等による場合は、交付後 1 月以内に限り、保管場所証明書の再発行ができるものとする。この場合、理由書を徴しておくこと。

(5) 自動車保管場所証明手数料

手数料を徴収するに当たっては、山梨県証明事務手数料条例（昭和 31 年山梨県条例第 8 号）に定めるところにより徴収するものとする。

なお、保管場所証明書の再発行の場合は、これを徴収しないこと。

(ア) 手数料の徴収方法

手数料の徴収方法に当たっては、山梨県収入証紙条例（昭和 39 年山梨県条例第 17 号）に基づき納付させること。

(イ) 手数料の徴収時期

手数料を収入証紙により徴収するときは、証明申請時に徴収すること。

3 保管場所の要件

(1) 保管場所の位置

ア 道路上の場所以外の場所であること。

イ 保管場所と使用の本拠との間の距離が、2キロメートル以内であること。

(2) 保管場所の使用期間

ガレージ、他人の土地、建物等を借用して保管場所とする契約期間については、1か月以上を基準として取り扱うこと。

(3) 保管場所に接する道路

当該申請に係る自動車が支障なく通行でき、かつ、法令の規定による通行禁止の制限がないこと。ただし、通行許可のある場合を除く。

(4) 保管場所の構造

当該申請に係る自動車を収容するに足る広さであって、道路に接する場合は、その出入口が自動車の出入りに十分なものであること。

(5) 法令による制限

他の法令に抵触するような場所でないこと。

(6) その他

保管場所としての的確性を欠くような場所でないこと。

4 保管場所の現地調査

法に基づき警察署長が行う保管場所証明事務のうち、現地調査事務については、特別な事情のない限り、部外の業者に業務委託するものとする。

なお、各警察署においては、常に保管場所証明事務の実態を把握し、警察職員はもとより受託業者の調査員についても指導教養を徹底し、誤りのないように努めること。

ア 調査要領

現地調査は、3に掲げる要件に基づき、次の要領により実施し、保管場所の確保の有無についての確認を行うこと。

a 可能な限り迅速に行い、保管場所の確保の審査が早く行われるよう配慮すること。

b 保管場所の実態が申請書類の記載事項と合致しているかどうかについて確認すること。

c 土地又は建物に立ち入るときは、身分証明書を提示するなどその身分及び目的を明らかにして、必ず相手方の承諾を得た上で立ち入るようにするとともに、その立会いを求めること。

d 可能な限り相手方と直接面談の上調査を行うこと。

イ 調査結果の復命

調査担当者は、調査を実施したときは、この結果を自動車保管場所現地調査結果報告書（第5号様式）に記入し、速やかに報告すること。

5 保管場所証明書の交付

- (1) 警察署長は、申請書類の審査及び保管場所の現地調査の結果、保管場所が確保されていることが認められる場合は、保管場所証明書に必要事項を記入の上、申請書の正本と副本に契印し、正本に警察署長の職印を押印すること。
- (2) 取扱簿（書面申請用）の「処分結果」欄の「証明」を丸で囲むとともに、証明月日を記入すること。
- (3) 保管場所証明書を交付するときは、取扱簿（書面申請用）に交付月日を記入した上、受領書等に受領者本人の記名等をさせてから交付すること。
- (4) 一旦申請を行ったものの、取下げ等のため、保管場所証明書を受け取りに来ない場合には、提出者に電話連絡するなどの措置を講じ、その経過を記録すること。

6 申請不可

(1) 不可処分

申請書類の審査及び保管場所の現地調査の結果、保管場所が確保されていることが認められない場合は、当該保管場所証明を不可とするものとし、取扱簿（書面申請用）の「処分結果」欄及び備考欄に不可月日等を朱書して経過を明らかにしておくとともに、申請者等にその理由を告げ、申請書の正本及び副本の余白に「不可」と朱書し、正本を申請者に交付すること。

(2) 審査請求の教示

保管場所証明の申請を却下する場合は、申請者に対し審査請求について教示すること。

第5 電子申請に係る証明事務

1 電子申請による受理

- (1) 保管場所管理システムにより、電子申請の到達を認知したときは、当該申請の内容を出力の上、次の事項が入力されていることを確認し、受理するものとする。
 - ア 証明申請に記載すべき事項
 - イ 使用権原書に記載すべき事項
 - ウ 所在図・配置図に記載すべき事項
- (2) 到達した電子申請が当該申請に係る自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に対してなされたものであることを確認するとともに、他の警察署の管轄区域内にあるときは当該警察署に転送するものとする。
- (3) 自動車保管場所証明取扱簿の記入

電子申請を受理したときは、受付番号を記入した上、自動車保管場所証明取扱

簿（電子申請用）（第6号様式。以下「取扱簿（電子申請用）」という。）に所要の事項を記入するものとする。

(4) 手数料の徴収

山梨県証明事務手数料条例に定めるところにより、所要の手数料を電子情報処理技術を用いて徴収するものとする。

(5) 入力事項の補正の通知

(1) による入力事項に誤入力等があるときは、申請者に対し保管場所管理システムを使用して補正すべき事項を通知するものとする。

なお、保管場所証明通知送信後においては訂正できない。

(6) 車台番号の照会

車台番号が入力されていないときは、現地調査を終えて第4の3に規定する要件に適合すると認められる場合に、保管場所管理システムを使用して、車台番号を照会するものとする。この場合において、(5)により補正すべき事項を通知したときは、当該通知に係る補正がなされた後に照会すること。

2 保管場所の要件

第4の3に準拠するものとする。

3 保管場所の現地調査

第4の4に準拠して行うこととする。

4 証明通知

(1) 証明許可の通知

現地調査の結果、保管場所が確保されていると認められ、かつ、車台番号が特定されたものについては、証明許可の情報に警察署長の電子署名を付して申請者に送信すること。

(2) 証明不許可の通知

現地調査の結果、証明申請に係る保管場所が2の要件を満たさず、保管場所として確保されていると認められないときは、証明不許可の情報に警察署長の電子署名を付して申請者に送信すること。

5 証明通知を行わない場合の措置

次に掲げるいずれかに該当し証明通知を行わないときは、申請者に対し証明通知を行わない旨、当該通知を行わない理由及び審査請求について通知すること。

ア 現地調査により保管場所が確保されていると認めることができないとき。

イ 1 (5)により補正すべき事項を通知した場合において、当該通知をした日から起算して5日（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に規定する県の休日を除く。）以内に補正がなされなかったとき。

ウ 1 (6)により車台番号を照会した場合において、当該照会をした翌日から

起算して30日以内に回答がなされなかったとき。

6 電子申請に係る措置結果

電子申請に係る措置結果については、取扱簿（電子申請用）に記入しておくものとする。

第6 届出事務手続関係

自動車の保管場所届出は、当該届出に係る自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に対し行うものである。

(1) 適用区分

保管場所の届出が必要となる場合は、自動車の区分により次に該当するときとする。

なお、軽自動車に係る保管場所届出が必要となる法適用地域は、甲府市（市町村合併以前（平成12年6月1日当時）の旧中道町及び旧上九一色村の部分を除く。）のみである。

(ア) 登録自動車

a 法第4条第1項の規定に基づく保管場所証明書において証明された保管場所の位置を変更したとき（使用の本拠の位置を変更しない場合に限る。）は、法第7条の規定により、変更後の保管場所の位置等について変更届出を行う必要がある。

b 法第13条に規定する運送事業用自動車を運送事業用としてではなく、自家用として引き続き運行の用に供する場合（自動車検査証記録事項が記載された書面に記載されている事項のうち、「自動車登録番号」欄及び「自家用・事業用の別」欄以外に変更がない場合に限る。）について新規届出を行う必要がある。

(イ) 軽自動車

a 法第5条の規定により、法適用地域内に自動車の使用の本拠の位置のある者が軽自動車を新規に運行の用に供しようとするときは、保管場所の位置等について新規届出を行う必要がある。

b 法附則第7項の規定により、軽自動車の使用の本拠の位置を法適用地域外から法適用地域内に移し、かつ、保管場所の位置を変更したとき、又は既に運行の用に供されている軽自動車で、その保有者が法適用地域内に自動車の使用の本拠の位置を有する者になったときの新保有者は、保管場所の位置等について新規届出を行う必要がある。

c a及びbにより届出をした保管場所の位置を変更したときは、変更後の保管場所の位置等について変更届出を行う必要がある。

(2) 届出に必要な書類

提出すべき書面については、規則第3条によって定められているが、届出書類は次のとおりである。

(ア) 届出書

規則第3条第1項の届出書（規則別記様式第2号） 1通

(イ) 第4の1イの規定は、届出に係る添付書類について準用する。この場合において、第4の1イ中「申請」とあるのは「届出」と、「申請書」とあるのは「届出書」と読み替えるものとする。）

a 権原を証する書面

b 保管場所の所在図・配置図

(3) 届出書の補正等

第4の2（2）の規定は、自動車保管場所届出書の補正等について準用する。この場合において、第4の2（2）中「申請」とあるのは「届出」と、「申請書」とあるのは「届出書」と読み替えるものとする。

(4) 届出書の受理

ア 届出書を受理する際は、（2）による必要書類が具備され、かつ、必要事項が記入されているか否かを確認した上で受理すること。

イ 届出を受理したときは、受付番号を記入した上、自動車保管場所届出取扱簿（第7号様式）に必要事項を記入すること。

なお、やまなしくらしねっとの利用により届出を受理したものは、やまなしくらしねっとの整理番号を記入しておくこと。

ウ 届出時に当該届出に係る自動車の車台番号が確定しなかったことにより、届出書の「車台番号」欄が空白の届出についても受理すること。この場合においては、車台番号が確定した地点で当該届出書に車台番号を記入させること。

エ 軽自動車に係る届出については、車両番号の指定の処分を受けてから行われる場合は、車両番号の記入及び自動車検査証の写しの添付があれば、車台番号の記入がなくても受理すること。この場合においても、できる限り車台番号を記入するよう届出者の協力を得ること。

オ 所有者を変更する場合に、変更届出を行う届出者である新所有者は、変更前の保管場所の位置を知り得ないことがあることから、この場合においては、変更前の保管場所の位置の欄には、既に表示されている保管場所標章に記載されている保管場所の位置及び保管場所標章を交付する警察署長を記入するよう指導すること。

第7 保管場所標章交付事務手続関係

1 保管場所標章の交付対象者等

(1) 保管場所標章の取扱警察署

保管場所標章（規則別記様式第5号）の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により、当該申請に係る自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に対し申請するものである。

(2) 交付対象者

- ア 登録自動車における保管場所証明書の交付又は証明通知を受けた者
- イ 保管場所証明書において証された登録自動車の保管場所の位置を変更し、保管場所の変更届出を行った者
- ウ 法適用地域内において軽自動車の保管場所の位置等について届出（保管場所の変更による届出を含む。）を行った者
- エ アからウまでにより交付を受けた保管場所標章が、滅失、損傷又は識別困難等の理由により再交付の申請を行った者

2 保管場所標章の交付等

(1) 書面申請又は届出に係る保管場所標章の交付

ア 申請書類

規則第4条又は第8条の規定により、申請者が警察署長に提出すべき書面については、次のとおりとする。

a 保管場所標章交付申請書（証明又は届出時）

規則第4条第3項の申請書（規則別記様式第3号） 2通

b 保管場所標章再交付申請書

規則第8条第4項の申請書（規則別記様式第6号） 2通

イ 申請書の受理

保管場所標章交付申請書を受理したときは、保管場所標章交付手数料が納付されたことを確認後、保管場所標章交付取扱簿（第8号様式。以下「標章交付取扱簿」という。）に必要事項を記入してその状況を明らかにしておくこと。

なお、やまなしくらしねっとの利用により受理したものは、やまなしくらしねっとの整理番号及び納付年月日についても記入しておくこと。

ウ 申請時に当該申請に係る自動車の車台番号が確定しなかったことにより、申請書の「車台番号」欄が空欄の申請についても受理すること。この場合においては、保管場所標章番号通知書（規則別記様式第3号）及び保管場所標章（規則別記様式第5号）は、車台番号が記入された後に交付するものとする。

エ 交付

警察署長は、規則第4条第2項の規定により保管場所標章番号通知書（規則別記様式第3号）を交付するときは、当該通知書に必要事項を記入の上、正本及び副本に契印し、正本に警察署長の職印を押印した上、交付すること。

なお、保管場所標章を交付するときは、当該通知書の正本とともに交付する

こととし、受領者本人の記名等による受領書を徴すること。

(2) 電子申請に係る保管場所標章の交付

警察署長は、保管場所証明の通知後、申請者からの保管場所標章交付手数料の納付後に受信する標章発行依頼情報を保管場所管理システムにより確認したときは、保管場所標章番号通知書（規則別記様式第4号。以下この（2）において「通知書」という。）を出力した後、写しをとって副本を作成するとともに正本に警察署長の職印を押印すること。

(ア) 警察署における交付

警察署長は、（1）ウ及びエに準拠して申請者に交付し、通知書の副本については、警察署において保管する。

(イ) 警察本部における交付

警察署長は、申請者が警察本部での交付を希望する場合は、交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）を経由して交付するものとする。この場合において、次の要領により行う。

- (a) 警察署長は、保管場所標章等送付書（第9号様式、第9号様式の2）を作成し、通知書及び保管場所標章とともに交通規制課長へ送付するとともに、標章交付取扱簿に必要事項を記入すること。

なお、保管場所標章等送付書は、申請者等が代理申請者である一般社団法人日本自動車販売協会連合会の場合は第9号様式を、申請者本人による申請及び行政書士による代理申請の場合は第9号様式の2を用いること。

- (b) 交通規制課長は、警察署長から通知書及び保管場所標章の送付を受けたときは、申請者等に対し通知書及び保管場所標章を交付するとともに、保管場所標章等送付書の受領者欄に、受領者の記名等を求めること。通知書及び保管場所標章の交付後、受領者の記名等がなされた保管場所標章等送付書については、交通部交通規制課において写しを作成し当該申請に係る警察署に送付することから、警察署は当該写しを保管すること。

(3) 再交付関係

保管場所標章再交付申請書を受理したときは、保管場所標章再交付手数料が納付されたことを確認後、保管場所標章再交付取扱簿（第10号様式）に必要事項を記入してその状況を明らかにしておくこと。

なお、やまなしくらしねっとの利用により受理したものは、やまなしくらしねっとの整理番号及び納付年月日についても記入しておくこと。また、保管場所標章の作成、交付については（1）ウの手續に準じて速やかに保管場所標章を作成し、保管場所標章番号通知書（規則別記様式第6号）及び保管場所標章の交付を

行うこと。

(4) 申請書の補正等

第4の2(2)の規定は、再交付申請書の補正等について準用する。

(5) 標章番号

標章番号は、標章交付の一連番号であり、必ずしも申請の受理番号とは同一ではないことに留意すること。

3 保管場所標章交付（再交付）手数料

標章の交付（再交付）申請があった場合には、山梨県警察関係手数料条例（平成12年山梨県条例第36号）の定めるところにより、次に掲げる方法で手数料を徴収するものとする。

ア 書面申請

手数料の徴収に当たっては、山梨県収入証紙条例に規定する収入証紙により納付させること。

イ 電子申請及びやまなしくらしねっとの利用による申請

電子情報処理技術を用いて徴収するものとする。

4 標章取扱責任者の指定

警察署長は、標章の保管・管理の適正を期するため、交通担当の幹部の中から標章取扱責任者を指定し、月ごとの作成・交付枚数、在庫枚数等の把握に努めること。

第8 備付簿冊等の管理等

1 取扱簿を備え付け、申請の受理、調査（審査）結果、証明、不可等の状況を明らかにしておくこと。

2 証明事務に係る申請書、自動車保管場所現地調査結果報告書、届出事務に係る届出書等は、1件ごとに一括して受理順序に編てつし、5年間保管すること。

第9 報告又は資料の提出を求める書面

警察署長は、法第12条の規定に基づき、いわゆる車庫とばし等違法行為があると認められる場合又は当該保管場所の使用権原に疑義があると認められる場合においては、報告・資料提出要求書（第11号様式）を交付し、自動車保有者から次に掲げる書面について、報告・資料提出回答書（第12号様式）により求めるものとする。

(1) 申請者若しくは届出者の住所又は当該自動車の使用の本拠の位置を確認するための次のいずれかの書面

ア 住民票の写し

イ 印鑑証明書

ウ 電気、電話、水道、ガス等の料金、家賃等の領収書等

エ 使用の本拠の位置を宛先として配達された郵便物

(2) 保管場所として使用する権原を有するかどうか確認するための次のいずれかの

書面

ア 当該土地又は建物の登記簿、固定資産台帳等の謄・抄本又はその写し

イ 当該土地又は建物の所在地及びその所有者が記載されている市町村長の発行する固定資産評価額証明書、公課（公租）金証明書等

第 10 保管場所標章の表示

警察署長は、保管場所標章を交付した者に対しその表示する方法（箇所）を次により指導するものとする。

(1) 後面ガラスに貼り付ける場合は、当該後面ガラスの左の部分

(2) 車体の左側面に貼り付ける場合は、当該車体の左側面の前部のドア・アウトサイド・ハンドルの周辺

第 11 その他

この要領に定めるもののほか、自動車保管場所証明事務に関し必要な事項は、別に定める。